

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成20年6月27日

丸紅株式会社

住宅開発第二部長 黒田 勉 殿

道路局路政課長

平成20年6月3日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。

なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象とならない。

2 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する見解及び根拠

地方公共団体が処理する事務のため、当該道路の道路管理者たる所沢市に確認されたい。